

Radiata Increase



FP2級 2019 年 9 月 学科 過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・直近5回分の過去問解説はFP試験教材[最短最速合格ガイド]に収録されています。

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



2019年9月 学科試験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・試験問題については、特に指示のない限り、2019年4月1日現在 施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
- ・次の各問について答えを1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

問題 1

ファイナンシャル・プランナー(以下「FP」という)の顧客に対する行為に関する次の記述のうち、
職業倫理や関連法規に照らし、最も不適切なものはどれか。

- 1.顧客から投資信託について相談を受けたFPのAさんは、投資信託には元本保証および利回り保証 のないことを説明した。
- 2.顧客からアパートの建設について相談を受けたFPのBさんは、デベロッパーに事業計画策定のための資料として、顧客から預かっていた確定申告書(控)を顧客の同意を得ずにコピーして渡した。
- 3.社会保険労務士の資格を有しないFPのCさんは、顧客から公的年金の老齢給付の繰上げ受給について相談を受け、顧客の「ねんきん定期便」に記載されている年金見込額を基に、繰り上げた場合 の年金額を試算した。
- 4.税理士の資格を有しないFPのDさんは、顧客からふるさと納税について相談を受け、一定の条件 を満たせば、確定申告をしなくても寄附金税額控除の適用が受けられるワンストップ特例制度があることを説明した。

【答え】

1. 適切

金融商品取引業者の登録を受けていないファイナンシャル・プランナーは、投資顧問契約に基づく助言や代理に係る業務はできませんが、元本保証および利回り保証がないなどの金融商品の一般的な資料の提供や運用リスクの解説を行うことは可能です。

2. 不適切

ファイナンシャル・プランナーは、業務上知り得た顧客の情報を、顧客の許可なく(同意を受けず)第三者に漏らしてはなりません。個人情報等の守秘義務はしっかり守りましょう。

3. 適切

社会保険労務士の資格を有しないFPであっても一般的な説明である年金の繰上げ、繰下げなどの試算をすることは可能です。年金請求の手続きはできません。社会保険労務士の業務は、労働社会保険諸法令に基づく「申請書類の作成、提出手続きの代行」「申告等の代理」「帳簿書類の作成」ですので、これに抵触する業務はできません。

4. 適切

税理士の資格を有しないFPであっても、税法や税制の一般的な説明は可能です。有償、無償を問わず、個別の具体的な業務である「税務代理」「税務署類の作成」「税務相談」は税理士法に抵触します。

従って、答えは『2』です。

問題 2

ライフプランの作成の際に活用される各種係数に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.一定の利率で複利運用しながら一定期間、毎年一定金額を受け取るために必要な元本を試算する際、毎年受け取りたい金額に乘じる係数は、資本回収係数である。
- 2.一定の利率で複利運用しながら一定期間、毎年一定金額を積み立てた場合の一定期間後の元利合計額を試算する際、毎年の積立額に乘じる係数は、年金終価係数である。
- 3.一定の利率で複利運用しながら一定期間後に目標とする額を得るために必要な毎年の積立額を試算する際、目標とする額に乘じる係数は、減債基金係数である。
- 4.一定の利率で複利運用しながら一定期間後の元利合計額を試算する際、現在保有する資金の額に乘じる係数は、終価係数である。

【答え】

1. 不適切

将来の一定期間にわたって毎年一定金額を受取るために必要な元本を求めるので、資本回収係数ではなく「年金現価係数」を使用します。「毎年」は「年金」と覚えておきましょう。

資本回収係数は現在の一定額を一定期間で取崩した場合の毎年の受取額を求める場合に使用します。

2. 適切

毎年一定金額を積み立てた場合の一定期間後の元利合計額を試算する際には、「年金終価係数」を使用します。

3. 適切

将来の目標額を達成するために、一定金額を用意するための毎年積み立てる金額を計算するには「減債基金係数」を使用します。

4. 適切

現在の金額を複利で運用した場合、一定期間後の将来の元利合計金額を求めるには「終価係数」を使用します。

従って、答えは『1』です。

参考

・現在 ⇒ 一定期間の将来の金額	終価係数
・一定期間後の金額 ⇒ 元本	現価係数
・毎年積立 ⇒ 一定期間後の元利合計	年金終価係数
・将来一定期間にわたって受取る元本	年金現価係数
・毎年積立 ⇒ 一定期間後一定金額を	減債基金係数
・現在の一定金額を一定期間で取崩し	資本回収係数

問題 3

雇用保険の基本手当に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.基本手当は、原則として、離職の日以前2年間に雇用保険の一般被保険者であった期間が通算して 6ヵ月以上あるときに受給することができる。
- 2.基本手当の所定給付日数は、離職理由や被保険者期間、離職時の年齢等に応じて定められており、 特定受給資格者等を除く一般の受給資格者は、被保険者期間が20年以上の場合、最長で180日 である。
- 3.基本手当の受給期間は、原則として、離職の日の翌日から起算して1年である。
- 4.正当な理由がなく自己の都合により離職した者に対する基本手当は、待期期間満了後、原則として4ヵ月間の給付制限期間がある。

【答え】

1. 不適切

基本手当は、原則として**離職前の2年間に、保険者期間が通算12ヶ月(1年)以上ある人**に対して支給されます。

なお、倒産・解雇等の場合は、**離職前1年間に、被保険者期間が通算6ヶ月以上**となります。

2. 不適切

一般の受給資格者の受給期間は、被保険者期間によってのみ決まります。**20年以上の場合で最長150日**です。

一般の離職者

年齢 \ 期間	1年以上～ 10年未満	10年以上～ 20年未満	20年以上～
全年齢	90日	120日	150日

特定受給資格者

年齢 \ 期間	1年未 満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以 上
30歳未満	90	90	120	180	—
30歳～35歳未満	90	120	180	210	240
35歳～45歳未満	90	150	180	240	270
45歳～60歳未満	90	180	240	270	330
60歳～65歳未満	90	150	180	210	240

3. 適切

基本手当の受給期間は、原則として**離職した日の翌日から1年間**となります。ただし、受給期間中に病気やケガ、妊娠、出産、育児などで引き続き30日以上働くことができない場合は、その働くことができない分だけ受給期間を延長することができます。

最長4年間(1年+3年が限度)

4. 不適切

給付待機期間は**7日間、自己都合による離職は7日+3ヶ月**の給付制限があります。

従って、答えは『3』です。

問題 4

公的年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 国民年金の保険料納付済期間が10年以上あり、厚生年金保険の被保険者期間を有する者は、原則として、65歳から老齢基礎年金および老齢厚生年金を受給することができる。
2. 65歳到達時に老齢厚生年金の受給権を取得した者が、厚生年金保険の被保険者期間を20年以上 有し、かつ、所定の要件を満たす配偶者がいる場合、当該受給権者に支給される老齢厚生年金に加給年金額が加算される。
3. 夫の死亡当時に60歳未満の妻が寡婦年金の受給権を取得した場合、寡婦年金は、原則として、妻の60歳到達月の翌月から65歳到達月まで支給される。
4. 老齢厚生年金を受給している者が死亡し、死亡した者によって生計を維持されていた配偶者がいる 場合、配偶者は、死亡した者の厚生年金保険の被保険者期間が10年以上あれば、遺族厚生年金を 受給することができる。

【答え】

1. 適切

老齢基礎年金は平成29年8月1日以降、受給資格期間は25年以上から10年以上へ変更となっています。老齢厚生年金は、老齢基礎年金の受給資格10年以上を満たし、かつ、老齢厚生年金の被保険者期間が1カ月以上あれば受け取れます。

2. 適切

加給年金額が加算されるには、厚生年金保険の被保険者期間が原則として20年以上あり、生計を維持している65歳未満の配偶者または子がいる場合になります。

3. 適切

寡婦年金とは、国民年金の第1号被保険者であり、老齢基礎年金の受給資格を満たす夫が年金を受け取らずに死亡した場合、原則として妻の60歳到達月の翌月から65歳到達月まで支給されます。

4. 不適切

老齢厚生年金を受給している者が死亡した場合、死亡した者の老齢厚生年金の被保険者期間が25年以上であれば、配偶者は遺族老齢年金が支給されます。

遺族厚生年金の受給要件は25年、老齢基礎年金は10年となります。

従って、答えは『4』です。

問題 5

老齢基礎年金の繰下げ支給に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.老齢基礎年金の受給権を有する65歳6ヵ月の者は、当該老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をすることができる。
- 2.付加年金を受給できる者が老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合、付加年金の額は繰下げによって増額されない。
- 3.老齢基礎年金の繰下げ支給による年金の増額率は、繰り下げた月数に0.7%を乗じて得た率で、最大42%となる。
- 4.老齢厚生年金の受給権を有する者が老齢基礎年金の支給開始年齢を繰り下げの場合は、同時に老齢厚生年金の支給開始年齢も繰り下げなければならない。

【答え】

1. 不適切

繰下げ支給の申出は66歳に達した日以降となっています。
66歳に達していませんので申出をすることができません。

2. 不適切

付加年金は第1号被保険者のみの制度で、老齢基礎年金に加算され、
繰り上げ・繰り下げの額に共に反映します。
繰上げ・繰下げをすると、基礎老齢年金の増減額率と同じ割合で付加年金の金額も増減額されます。

3. 適切

繰下げ支給すると、繰下げ1ヶ月当たり0.7%増額されます。最長70歳からの受給では60ヶ月(5年＝12ヶ月×5年)繰下げできるので最大の増額率は「 $0.7\% \times 60月 = 42\%$ 」となります。

4. 不適切

繰下げ支給では老齢基礎年金と老齢厚生年金それぞれに別々選択できます。なお、繰上げ支給は両方とも同時に請求しなくてはなりません。

従って、答えは『3』です。

問題 6

遺族厚生年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.遺族厚生年金を受給することができる遺族の範囲は、厚生年金保険の被保険者または被保険者であった者の死亡の当時、その者によって生計を維持し、かつ、所定の要件を満たす配偶者、子、父母、孫または祖父母である。
- 2.厚生年金保険の被保険者が死亡したことにより支給される遺族厚生年金の年金額は、死亡した者の 厚生年金保険の被保険者期間が300月未満の場合、300月とみなして計算する。
- 3.厚生年金保険の被保険者である夫が死亡し、夫の死亡当時に子のいない40歳以上65歳未満の妻 が遺族厚生年金の受給権を取得した場合、妻が65歳に達するまでの間、妻に支給される遺族厚生年金に中高齢寡婦加算額が加算される。
- 4.厚生年金保険の被保険者である夫が死亡し、夫の死亡当時に子のいない28歳の妻が取得した遺族 厚生年金の受給権は、妻が35歳に達したときに消滅する。

【答え】

1. 適切

遺族厚生年金を受給できる**遺族の範囲は、妻、子、孫、および55歳以上の夫、父母、祖父母**となっています。なお、遺族基礎年金の対象者は「子のある配偶者」または「子」のみです。

2. 適切

遺族厚生年金の額は、死亡した者の厚生年金保険の被保険者期間を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の4分の3ですが、その被保険者期間が**300月(25年)未満の場合、300月とみなして**計算します。

3. 適切

厚生年金保険の被保険者である**夫が死亡し、子のない40歳以上から65歳になる前(中高齢の時期)までの妻**の遺族厚生年金には、**中高齢寡婦加算額(有期年金)**が加算支給されます。大前提として、遺族厚生年金を受け取っている必要があります。

4. 不適切

子のない30歳未満の妻が遺族厚生年金の受給権を取得した場合は、**5年間の有期年金**となります。したがって5年経過後の33歳に達したとき消滅します。

従って、答えは『4』です。

問題 7

公的年金の併給調整等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.障害基礎年金と老齢厚生年金の受給権を有している者は、65歳以降、障害基礎年金と老齢厚生年金を同時に受給することができる。
- 2.遺族厚生年金と老齢厚生年金の受給権を有している者は、65歳以降、その者の選択によりいずれか一方の年金が支給され、他方の年金は支給停止となる。
- 3.障害基礎年金と遺族厚生年金の受給権を有している者は、65歳以降、障害基礎年金と遺族厚生年金を同時に受給することができる。
- 4.同一の事由により、障害厚生年金と労働者災害補償保険法に基づく障害補償年金が支給される場合、障害厚生年金は全額支給され、障害補償年金は所定の調整率により減額される。

【答え】

1. 適切

65歳以降、障害基礎年金と老齢厚生年金は併給可能です。

併給調整：年金制度では「1人1年金」

厚生 \ 基礎	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
老齢厚生年金	○	※	レ
障害厚生年金	レ	○	レ
遺族厚生年金	※	※	○

○ 同種の基礎年金と厚生年金のため、併給可能

※ 例外的に65歳以上の場合、併給可能

レ 併給不可

65歳以上の場合は遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給可

2. 不適切

受給権者が**65歳以上の場合、遺族厚生年金と老齢厚生年金は併給され
ます**。支給停止とはなりません。ただし、老齢厚生年金が優先して支給さ
れ、老齢厚生年金より遺族厚生年金の年金額が多い場合、その差額が
遺族厚生年金として支給されます。

3. 適切

65歳以降、障害基礎年金と遺族厚生年金は**併給可能**です

4. 適切

同一傷病で障害厚生年金と労災保険の障害補償年金を併給される場合
は、**障害厚生年金は全額支給**されますが、**障害補償年金は所定の割合
で調整され減額**された金額が支給されます。

従って、答えは『2』です。

問題 8

確定拠出年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.確定拠出年金の通算加入者等期間が10年以上である場合、老齢給付金は原則として60歳から受給することができる。
- 2.個人型年金の加入者が拠出した掛金は、税法上、小規模企業共済等掛金控除として所得控除の対象 となる。
- 3.企業型年金を実施していない企業の従業員である個人型年金の加入者は、原則として、その者に支払われる給与からの天引きにより、事業主を経由して掛金を納付することができる。
- 4.個人型年金の加入者は、個人別管理資産の額にかかわらず、脱退一時金の支給を請求することができる。

【答え】

1. 適切

通算の**加入期間が10年以上ある**人は60歳以降、老齢給付を受けられます。ただし70歳までに受給を開始しなければなりません。

通算加入者等期間が10年に満たない場合は、(期間に応じて)受給可能年齢が61歳～65歳になります。

2. 適切

個人型年金の加入者が拠出した分の掛金は、その全額が**小規模企業共済等掛金控除の所得控除対象**になります。

3. 適切

企業型年金を実施していない企業の従業員である個人型年金の加入者は個人払込と事業主払込のいずれかの方法により掛金を納付します。**事業主払いは加入者が給与から掛金の天引きを事業主経由で納付することをいいます。個人払いは個人の銀行口座から引き落とす形で掛金を納付します。**なお、1つの事業所において**2種類の掛金納付方法を併用することも可能です。途中変更も可能です。**

4. 不適切

脱退一時金は下記の要件全てを満たす場合のみ請求できます。

○国民年金保険料の納付を免除されていること

○確定拠出年金の障害給付金の受給権者ではないこと

○通算拠出期間が3年以下、又は**個人別管理資産が25万円以下であること**

○企業型確定拠出年金(企業型年金)又は個人型年金の資格を喪失した日から2年以内であること

○企業型年金の加入者資格喪失時に脱退一時金を受給していないこと

個人別管理資産が一定額以上の場合は脱退一時金の支給を請求することができません。

従って、答えは『4』です。

問題 9

教育ローンおよび奨学金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 日本学生支援機構の奨学金(貸与型)には、無利息の第一種奨学金と、利息付き(在学中は無利息)の第二種奨学金がある。
2. 日本学生支援機構の奨学金制度には保証制度があり、貸与型の場合は、所定の海外留学資金として 利用する場合を除き、連帯保証人と保証人を選任する人的保証と日本国際教育支援協会の機関保証 の両方の保証が必要となる。
3. 日本政策金融公庫の教育一般貸付(国の教育ローン)の融資限度額は、所定の海外留学資金として 利用する場合を除き、入学・在学する学生・生徒1人につき350万円である。
4. 日本政策金融公庫の教育一般貸付(国の教育ローン)を利用するためには、世帯年収(所得)が、 申込人の世帯で扶養している子の数に応じて定められている金額以内であることが要件とされている。

【答え】

1. 適切

奨学金制度には貸与型と給付型があります。

貸与型には、**無利息の第一種奨学金**と、**利息付の第二種奨学金**があります。ただし**在学中は無利子**です。給付型は返済義務なしです。

2. 不適切

「人的保証」と「機関保証」のいずれかを選択することとなります。**両方必要ではありません。**

3. 適切

教育一般貸付は、**学生1人につき350万円**が融資限度額です。**海外留学の場合は450万円**となります。返済期間は15年以内(交通遺児家庭の場合は18年)、金利は固定金利で、在学中は利息のみの返済も可能です。

4. 適切

教育一般貸付の融資条件には**子供の人数に応じて世帯ごとに年収の制限があります。**

この人数 世帯年収(所得)の上限額

子供1人 790万円 (590万円)

子供2人 890万円 (680万円)

子供3人 990万円 (770万円)

従って、答えは『2』です。

問題 10

決算書に基づく経営分析指標に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 固定比率は、自己資本(株主資本)に対する固定資産の割合を示したものであり、一般に、この数値が高い方が財務の健全性が高いと判断される。
2. 損益分岐点売上高は、「固定費÷限界利益率」の算式によって求めることができる。
3. 自己資本比率(株主資本比率)は、総資産に対する自己資本(株主資本)の割合を示したものであり、一般に、この数値が高い方が財務の健全性が高いと判断される。
4. 当座比率は、その企業の短期の負債に対する当座資産による支払能力を評価するための指標であり、一般に、この数値が高い方が望ましいとされる。

【答え】

1. 不適切

固定比率とは、**自己資本に対する固定資産の割合**を示すものです。

$$\text{固定比率(\%)} = \text{固定資産} \div \text{自己資本} \times 100$$

この数値が**低いほど**財務の**健全性が高い**と判断されます。

2. 適切

損益分岐点売上高 = 固定費 ÷ **限界利益率**

$$\text{限界利益} = \text{売上高} - \text{変動費}$$

$$\text{限界利益率} = \text{限界利益} \div \text{売上高}$$

$$\text{損益分岐点売上高} = \text{固定費} \div \text{限界利益率}$$

3. 適切

自己資本比率は、**総資産に対する自己資本(株主資本)の割合**を示すものです。

$$\text{自己資本比率(\%)} = \text{自己資本} \div \text{総資産} \times 100$$

この数値が**高いほど**財務の**健全性は高い**と判断されます。

4. 適切

当座比率は、**流動負債に対する当座資産の割合**を示す指標です。

$$\text{当座比率(\%)} = \text{当座資産} \div \text{流動負債} \times 100$$

この数値が**高いほど短期支払い能力は高い**と判断されます。

当座資産とは現金や貸付金、有価証券など換金性が高い資産です。

従って、答えは『1』です。

問題 11

生命保険の保険料の払込みが困難になった場合に、保険契約を有効に継続するための方法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 保険金額を減額することにより、保険料の負担を軽減する方法がある。
2. 保険料を払い込まずに保険料払込猶予期間が経過した場合、保険会社が解約返戻金の範囲内で保険料を自動的に立て替えて、契約を有効に継続する自動振替貸付制度がある。
3. 保険料の払込みを中止して、その時点での解約返戻金相当額を基に、元の契約の保険金額を変えずに一時払定期保険に変更する延長保険がある。
4. 保険料の払込みを中止して、その時点での解約返戻金相当額を基に、元の契約よりも保険金額が少なくなる保険(元の主契約と同じ保険または養老保険)に変更する払済保険があり、特約はすべて 継続される。

【答え】

1.適切

現在加入している保険を**一部解約(主契約や特約)**し、**保険金額を減額**することを中途減額といいます。それにより保険料を軽減することができます。

2.適切

自動振替貸付制度は、口座残高が足らず、**保険料を払い込めない場合**には、払込猶予期間内を過ぎても、その契約の**解約返戻金の一定範囲内**で、**保険会社が自動的に保険料を立て替えて**契約を有効に継続させる制度です。

3.適切

延長保険とは保険金額を変えないで保険期間は短い保険に変更するものです。保険料の払込みを中止して、その時点の解約返戻金相当額をもとに同額の保険金額で、一時払定期保険に変更することは可能です。

4.不適切

払済保険とは保険期間は変えないで保険金額は少ない保険に変更するものです。3. の延長保険も同様に保険に付されている**各種特約は消滅**します。ただし、リビングニーズ特約は継続します。

従って、答えは『4』です。

問題 12

生命保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない特約については考慮しないものとする。

1. 外貨建て終身保険は、契約時に円換算支払特約を付加すれば、契約時の為替相場で円換算した死亡保険金を受け取ることができる。
2. 養老保険は、保険金の支払事由に該当せずに保険期間満了となった場合、死亡・高度障害保険金と同額の満期保険金を受け取ることができる。
3. 低解約返戻金型終身保険を保険料払込期間中に中途解約した場合の解約返戻金は、支払保険料以外の契約条件が同じで低解約返戻金型ではない終身保険の解約返戻金よりも少ない金額になる。
4. 収入保障保険の死亡保険金を一時金で受け取る場合の受取額は、年金形式で受け取る場合の受取総額よりも少なくなる。

【答え】

1.不適切

外貨建て終身保険に付加する**円換算支払特約**とは、保険金を円貨で受け取るために付加する特約で、**為替変動による損失を回避することはできません**。死亡保険金額は、契約時点での為替レートで円換算しますので、契約時の為替相場で円換算した死亡保険金を受け取ることができるとは限りません。**為替相場によっては増減することもあります**。為替リスクを回避するなら、為替ヘッジがある保険を選びます。

2.適切

養老保険は、保険金の**支払事由に該当しないまま保険期間の満了**を迎えた場合でも、死亡・高度障害保険金と同額の**満期保険金を受け取ることができます**。

3.適切

低解約返戻金型終身保険は、**解約返戻金額が一般的な終身保険より低い終身保険です**。保険会社が設定した期間は解約返戻金額が低くなっている分支払保険料を割安にした保険です。中途解約した場合、低解約返戻金型でない終身保険と比較して解約返戻金は少なくなります。保険料払込期間終了後は、通常の終身保険と同水準の解約返戻金になります。

4.適切

収入保障保険の死亡保険金は、年金形式・一時金で受け取りのどちらか選択できます。**年金形式**で受け取ると、**受取期間中の利子が付与**され、一時金よりも**多くなります**。したがって、**一時金で受け取る方が年金形式で受け取るよりも少なくなります**。

従って、答えは『1』です。

問題 13

個人年金保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 外貨建て個人年金保険は、年金を円貨で受け取る場合、為替相場の変動によっては、年金受取総額が既払込保険料相当額を下回ることがある。
2. 変額個人年金保険は、保険料を特別勘定で運用し、その運用実績によって将来受け取る年金額や解約返戻金額が変動する。
3. 個人年金保険(有期年金)の保険料は、被保険者が同年齢で、基本年金額や保険料払込期間、年金受取開始年齢などの契約内容が同一の場合、個人年金保険(確定年金)よりも高くなる。
4. 個人年金保険(終身年金)の保険料は、被保険者が同年齢で、基本年金額や保険料払込期間、年金受取開始年齢などの契約内容が同一の場合、被保険者が女性である方が男性であるよりも高くなる。

【答え】

1.適切

外貨建て個人年金保険で年金を円貨で受け取る場合、**受取時の為替変動により、円高**になっていると、為替差損により年金受取総額が既払込保険料相当額を**下回る**ことがあります。

2.適切

変額個人年金保険は、株式や債券などを**特別勘定で資産運用**し、運用実績によって**死亡保険給付金額や解約返戻金額、年金額が増減する保険**です。

3.不適切

有期年金とは被保険者の生存している間のみ年金が支払われます。

受取期間中に**被保険者が死亡した場合は、年金支給は終了**します。

確定年金とは被保険者の生死にかかわらず年金が支払われます。

受取期間中に**被保険者が死亡した場合は、残りの期間、遺族に支払**われます。**保険料＝確定年金＞有期年金**となります。

4.適切

終身年金は、被保険者が**生存中**は年金が支払われる保険です。**女性**は男性に比べ**平均余命が長い**分、平均給付額が多くなるため、他の条件が同じであれば保険料は**女性の方が高くなります**。

従って、答えは『3』です。

問題 14

個人年金保険の税金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、いずれも契約者(=保険料負担者)は個人であるものとする。

1. 契約者と年金受取人が異なる個人年金保険では、年金受取人は年金支払開始時に年金受給権を取得したものとみなされ、年金受給権は贈与税の課税対象となる。
2. 契約者と被保険者が異なる個人年金保険では、被保険者が死亡して死亡給付金が法定相続人である契約者に支払われた場合、死亡給付金は一時所得として所得税の課税対象となる。
3. 契約者と年金受取人が同一人である個人年金保険の場合、毎年受け取る年金は雑所得として公的年金等控除の対象となる。
4. 個人年金保険料控除の対象となる個人年金保険は、保険料払込期間が10年以上あること等の要件をすべて満たし、個人年金保険料税制適格特約が付加された契約である。

【答え】

1. 適切

契約者	被保険者	受取人	税金の種類
A	A	A	所得税(雑所得)
A	B	B	贈与税、 ※毎年受取る場合は所得税(雑所得)

契約者Aと年金受取人Bと異なる場合、年金支払開始時から年金受給権を取得したものとみなされるため、当該受給権が贈与税の課税対象となります。

2. 適切

契約者	被保険者	受取人	税金の種類
A	A	法定相続人	相続税(非課税)
A	A	法定相続人以外	相続税
A	B	A	所得税(一時所得)
A	B	C	贈与税

3. 不適切

個人年金保険の年金収入は「公的年金等」ではありません。

個人年金≠公的年金 1. 図 A Aですので所得税(雑所得)です。

4. 適切

個人年金保険料控除の適用対象は、個人年金保険料税制適格特約が付加されたもの、年金受取人が契約者またはその配偶者、保険料を10年以上の定期的に支払う契約、年金受取人の年齢が原則として満60歳から年金を支払うとされている10年以上の定期または終身の年金であることが要件となります。

従って、答えは『3』です。

問題 15

任意加入の自動車保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.対物賠償保険では、被保険者が被保険自動車の運転中の事故により他の自動車に損害を与えた場合、損害賠償として支払われる保険金の額は、被害者の過失割合に応じて減額される。
- 2.人身傷害補償保険では、被保険者が被保険自動車の運転中の事故により死傷した場合、被保険者の過失部分を除いた損害についてのみ、補償の対象となる。
- 3.対人賠償保険では、被保険者が被保険自動車の運転中の事故により配偶者にケガをさせた場合、補償の対象とならない。
- 4.車両保険では、特約を付帯しなければ、地震・噴火およびそれらに起因する津波による被保険自動車の損害は、補償の対象とならない。

【答え】

1.適切

対物賠償保険は、自動車事故により他人の財物に損害を与えた際に損害賠償責任を補償する保険です。支払われる保険金の額は、**損害の全額**ではなく、**被害者の過失割合に応じて減額**されます。

2.不適切

人身傷害補償保険は、被保険者に過失があっても、自動車事故における自己の過失部分も含め、保険金額を限度として**損害額全額が支払い対象**です。

3.適切

対人賠償保険では、交通事故で他人を死傷させ賠償責任を負った場合が補償対象となります。**運転者自身・父母・配偶者・子**に対する損害に対しては、**補償対象外**です。

4.適切

車両保険は、**特約を付帯しなければ**、地震や噴火によって生じた**津波や地震・噴火**による損害は、補償しません。
従って、答えは『2』です。

問題 16

傷害保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 家族傷害保険の被保険者は、被保険者本人、配偶者、被保険者本人または配偶者と生計を共にする同居の親族および別居の未婚の子であり、その続柄は保険契約時におけるものによる。
2. 国内旅行傷害保険では、国内旅行中にかかった細菌性食中毒は補償の対象とならない。
3. 普通傷害保険では、日本国外における業務中の事故によるケガも補償の対象となる。
4. 海外旅行傷害保険では、日本を出国してから帰国するまでの間の事故によって被った損害を補償の対象としており、国内移動中の事故によって被った損害は補償の対象とならない。

【答え】

1. 不適切

家族傷害保険は、本人、配偶者、本人または配偶者と生計を共にする同居の親族、本人または配偶者と生計を共にする別居の子も対象です。被保険者の範囲は保険契約時におけるものではなく、**事故発生時点の現況**とされます。

2. 不適切

国内旅行傷害保険は、旅行のために自宅を出てから自宅へ帰宅する間に被った障害を補償します。**細菌性食中毒も基本契約で補償**されています。

3. 適切

普通傷害保険は、**国内外、業務中・業務外を問わない**ので海外での業務中の事故等によるケガも補償の対象になります。

4. 不適切

海外旅行傷害保険では、海外旅行の行程中の自宅から空港に向かうまでの間の国内移動中に起きた事故による傷害も保険金支払いの対象になります。出国から帰国までではありません。
従って、答えは『3』です。

問題 17

地震保険料控除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 居住用家屋を保険の対象とする地震保険の保険料は、その家屋の所有者と契約者(=保険料負担者)が同一人である場合に限り、地震保険料控除の対象となる。
2. 店舗併用住宅の所有者が、当該家屋を保険の対象とする火災保険に地震保険を付帯して契約した場合、当該家屋全体の50%以上を居住の用に供しているときは、支払った地震保険料の全額が地震保険料控除の対象となる。
3. 地震保険の保険期間が1年を超える長期契約で、地震保険料を一括で支払った場合、その全額が支払った年分の地震保険料控除の対象となる。
4. 地震保険料控除の控除限度額は、所得税では50,000円、住民税では25,000円である。

【答え】

1. 不適切

地震保険料控除の対象となる地震保険は、自己または自己の生計を一にする配偶者その他親族の所有する居住用家屋・生活用動産を対象とした保険となります。**契約者と建物の所有者が異なる場合であっても対象となります。**

2. 不適切

店舗併用住宅では、地震保険の保険料に**床面積全体に占める居住部分の割合を乗じた金額**が地震保険料控除の対象になります。ただし、**家屋全体の90%以上が住居部分**の場合は全額対象となります。

3. 不適切

保険料を一括で支払った場合、その全額が支払った年の地震保険料控除となるのではなく**1年分に換算した額のみがその年の控除の対象**となります。

4. 適切

地震保険料控除は、**所得税では50,000円、住民税では25,000円**が限度額となります。

従って、答えは『4』です。

問題 18

契約者(=保険料負担者)を法人とする損害保険契約の経理処理に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.すべての従業員を被保険者とする普通傷害保険を契約する場合、保険料は全額を損金の額に算入する。
- 2.積立火災保険の満期返戻金を法人が受け取った場合、受け取った全額を益金の額に算入し、それまで資産計上していた積立保険料の累計額を損金の額に算入する。
- 3.法人が所有する自動車で従業員が業務中に起こした対人事故により、その相手方に保険会社から自動車保険の対人賠償保険金が直接支払われた場合、法人は当該保険金に関して経理処理しなければならない。
- 4.法人が所有する建物が火災で焼失し、受け取った火災保険の保険金で同一事業年度に代替の建物を取得した場合、所定の要件に基づき圧縮記帳が認められる。

【答え】

1. 適切

被保険者をすべての従業員とする普通傷害保険の保険料は、原則として、**全額を福利厚生費として損金に算入**します。

2. 適切

満期時に受け取った満期返戻金と契約者配当金の全額は益金に算入され、それまで資産計上していた積立保険料は取り崩して損金算入します。その差額は、雑収入または雑損失として処理されます。

3. 不適切

従業員が、**法人の所有する自動車**で業務中に起こした**対人事故**によって、保険会社から**直接相手方**に対人賠償保険金が支払われた場合、法人は保険金を受け取っていないため、**経理処理する必要はありません**。

4. 適切

受け取った保険金や補助金で**同一事業年度内に代替**の固定資産を取得したり改良したりした場合などは**圧縮記帳が認められています**。
圧縮記帳することで、受け取った保険金への課税を将来に繰り延べることができます。

従って、答えは『3』です。

問題 19

第三分野の保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 特定疾病保障保険は、ガンに罹患して特定疾病保障保険金が支払われた後も契約が存続し、ガンが再発した場合には、特定疾病保障保険金が再度支払われる。
2. 所得補償保険は、被保険者が保険会社所定の病気により就業不能になった場合には補償の対象となるが、ケガにより就業不能になった場合には補償の対象とならない。
3. 医療保険(更新型)は、所定の年齢の範囲内であれば、保険期間中に入院給付金を受け取ったとしても、契約を更新することができる。
4. ガン保険は、契約日の翌日に被保険者がガンと診断された場合、診断給付金が支払われる。

【答え】

1. 不適切

特定疾病保障保険は、一度支払事由に該当し保険金が**支払われる**と保障は消滅しますので、**再発時に再び保険金を受け取ることはできません**。

2. 不適切

所得補償保険は、所定の病気で就業不能となった場合だけでなく、**ケガ**による就業不能も**保険金の支払い対象**になります。

3. 適切

更新型の医療保険は、所定の年齢までは健康状態にかかわらず**告知なしで更新**できます。**所定の年齢の範囲内**での保険期間中に入院給付金を受け取った場合でも、保険期間終了後に**契約を更新することができます**。

4. 不適切

ガン保険は、一般的に**契約から90日間の免責期間**があり、免責期間中に診断確定した場合は**契約無効**となります。**保険金の支払いもありません**。

従って、答えは『3』です。

問題 20

生命保険を利用した家庭のリスク管理のアドバイスに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.「子どもが生まれたので、教育資金を準備するために生命保険に加入したい」という相談に対して、こども保険(学資保険)への加入を提案した。
- 2.「病気やケガで入院した場合の医療費負担が不安なので生命保険に加入したい」という相談に対して、医療保険への加入を提案した。
- 3.「自分が死亡した場合の相続税の納税資金を確保するために生命保険に加入したい」という相談に対して、終身保険への加入を提案した。
- 4.「自分の老後の生活資金を準備するために生命保険に加入したい」という相談に対して、定期保険 への加入を提案した。

【答え】

1.適切

学資保険は、**子供の年齢や進学時期**に合わせて、祝い金や満期保険**金を受け取ることができる**ので、教育資金の準備に適しています。

学資保険の**契約者が死亡**した場合、**それ以降の保険料払込が免除**され、育英年金や学資祝金・満期祝金を受け取ることができます。

2. 適切

医療保険は、病気や傷害で入院した場合の手術費や入院費・通院費などを保障します。医療費の負担が不安な方に適しています。

3.適切

終身保険は、自身の相続発生時に死亡保険金が支払われるため、特定の相続人に対して納税資金を残せます。また**非課税枠(500万円×法定相続人の数)**もあり、**相続税納税資金対策として有効**です。

4.不適切

定期保険は、掛け捨てで貯蓄性がありません。一般的に老後の生活資金を準備するためには貯蓄性の高い終身保険や養老保険、個人年金保険等が適しています。したがって、**老後の生活資金の準備のは不適切です。**

従って、答えは『4』です。

問題 21

日本円・米ドル間の為替相場の変動要因等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 購買力平価説によれば、米国と日本に同じ財があり、その財を米国では2米ドル、日本では220円で買える場合、為替レートは1米ドル=110円が妥当と考える。
2. 米国の物価が日本と比較して相対的に上昇することは、一般に、円安米ドル高要因となる。
3. 日本の対米貿易黒字の拡大は、一般に、円高米ドル安要因となる。
4. 米国が政策金利を引き上げ、日本との金利差が拡大することは、一般に、円安米ドル高要因となる。

【答え】

1. 適切

購買力平価説とは、外国為替レートは各国の物価水準の影響で決まるという理論です。「同一時点における同一の商品・サービスは、同一価格になる」という「**一物一価の法則**」を**前提**としています。日本では220円、米国では2米ドルですから、1米ドルは「 $220円 \div 2ドル = 110円$ 」と考えます。

2. 不適切

物価が上昇すると、その国の**通貨価値が下**がっているといえます。米国内で物価が上昇すると、米国内の物の価値は上がり、**通貨価値が下がる**ことになるので、円高米**ドル安**要因となります。

3. 適切

貿易黒字とは、輸出額が、輸入額を上回っている状態です。日本の対外貿易黒字の拡大は、外貨を円貨に交換する需要が高まるため、**円高米ドル安の要因**となります。

4. 適切

米国が**政策金利を引き上げ**、日本との**金利差が拡大**すると、**市場は円を売ってドルを買う**流れになるので、為替相場は**円安米ドル高**になります。

従って、答えは『2』です。

問題 22

下記<資料>に基づき円貨を米ドルに換えて米ドル建て外貨定期預金に預け入れ、満期を迎えて円貨に換金した場合の円換算による利回り(単利による年換算)として、最も適切なものはどれか。なお、結果は、%表示の小数点以下第3位を四捨五入すること。また、税金等は考慮しないものとする。

<資料>米ドル建て外貨定期預金の条件

- ・ 年利率:2%
- ・ 預入期間:1年
- ・ 預入金額:10,000米ドル
- ・ 為替予約なし
- ・ 適用為替レート(円/米ドル)

	TTS	TTM	TTB
預入時	110.00	109.00	108.00
満期期	114.00	113.00	112.00

- 1. 2.00%
- 2. 3.85%
- 3. 5.74%
- 4. 7.67%

【答え】

TTS(sell)は円貨(を売る)⇒外貨へ、TTB(buy)は外貨⇒円貨(を買う)

[預入時]

TTSが110円 預け入れ1万ドルを購入するのに必要な元金は、
 $1万ドル \times 110円 = 110万円(1,100,000円)$

[満期時]

1万ドルを年利率2%で運用するので、得られる利息額は
 $1万ドル \times 2\% = 200ドル$ 元利合計は10,200ドル

[満期時 円換算での利回り]

10,200ドルをTTB112円で円換算すると、

$10,200ドル \times 112円 = 1,142,400円$

利益 $= 1,142,400円 - 1,100,000円 = 42,400円$

利回り $= 42,400円 \div 1,100,000 \times 100 = 3.854545\cdots\%$

小数点以下第3位を四捨五入する $= 3.85\%$

従って、答えは『2』です。

問題 23

上場投資信託(ETF)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.ETFは、証券取引所の立会時間中、成行注文や指値注文による売買が可能である。
- 2.証券取引所を通じて行うETFの取引では、信用取引を行うことはできない。
- 3.ETFの分配金を受け取るためには、ETFの決算日(権利確定日)において所有者になっている必要がある。
- 4.ETFには、日経平均株価やTOPIXなどの指標の日々の変動率に一定の正の倍数を乗じて算出される指数に連動するレバレッジ型や、当該指標の日々の変動率に一定の負の倍数を乗じて算出される指数に連動するインバース型がある。

【答え】

1. 適切

ETFは、普通株式と同様に指値注文・成行注文も可能です。

2. 不適切

ETFは、普通株式と同様に信用取引の対象となっています

3. 適切

ETFの分配金を受け取るには、株式と同様に、ETFの決算日（権利確定日）に所有者である必要があります。

4. 適切

東京証券取引所には、日本株、外国株、債券、REIT、商品、レバレッジ型（株価が上がるときも下がるときも倍数の値動き）やインバース型（指標と逆向きに倍数の値動き）などのETFが上場されています。

従って、答えは『2』です。

問題 24

固定利付債券(個人向け国債を除く)の一般的な特徴に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.債券を発行体の信用度で比較した場合、他の条件が同じであれば、発行体の信用度が高い債券の方が債券の価格は低い。
- 2.債券を償還までの期間の長短で比較した場合、他の条件が同じであれば、償還までの期間が長い債券の方が、利回りの変化に対する価格の変動幅は大きくなる。
- 3.表面利率が最終利回りよりも低い債券の価格は、額面価格を下回る。
- 4.市場金利が上昇すると、通常、債券の利回りは上昇し、債券の価格は下落する。

【答え】

1. 不適切

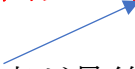
他の条件が同じであれば、発行体の信用度が高い方が債券の価格は高くなります。

2. 適切

残存期間が長い債券は、残存期間が短い債券よりも償還時までに金利変動の影響を受ける期間が長いため、金利変動に対する価格変動幅が大きくなります。

3. 適切

最終利回りとは、既発債を購入し償還まで保有したときの投資元本に対する利回りです。

$$\text{最終利回り} = \text{利率} + \frac{\text{償還価格(100円)} - \text{購入価格}}{\text{残存価格}} \times 100$$


表面利率が最終利回りよりも低い＝債券価格が額面を下回る（分母が小さくなり、分子が大きくなる）。

4. 適切

市場金利と既発債券の価格は逆の値動きをします。市場金利が上昇すると既発債券の価格は下落します。シーソーの関係です。

従って、答えは『1』です。

問題 25

株式の信用取引に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.信用取引とは、投資家が証券会社に委託保証金を差し入れて、資金や株式を借りて行う売買取引である。
- 2.信用取引には、手元資金以上の取引を行うことが可能なレバレッジ効果がある。
- 3.信用取引では、委託保証金を差し入れる場合、一定の条件の下で現金の代わりに株式や公社債などの有価証券をもって代用することもできる。
- 4.制度信用取引では、弁済までの期限や品貸料については証券取引所の規則により定められているが、対象となる銘柄は上場銘柄のうち各証券会社が選定している。

【答え】

1.適切

信用取引とは、投資家が**委託保証金**を**証券会社に担保として預け**、資金や株式を**借りて行う売買取引**です。

2.適切

レバレッジ効果とは、委託保証金(委託証拠金)を担保にした信用取引を行うことで**少ない資金で大きな投資効果**を得ることです。**商品先物取引やFXにおいて自己資金の数倍の取引による大きなレバレッジ効果**があります。

3.適切

委託保証金は、**現金以外**に上場株式やETF・公社債などの有価証券で代用することができます。なお、非上場株式で代用することはできません。

4.不適切

制度取引の対象となる銘柄は、証券取引所が決定します。

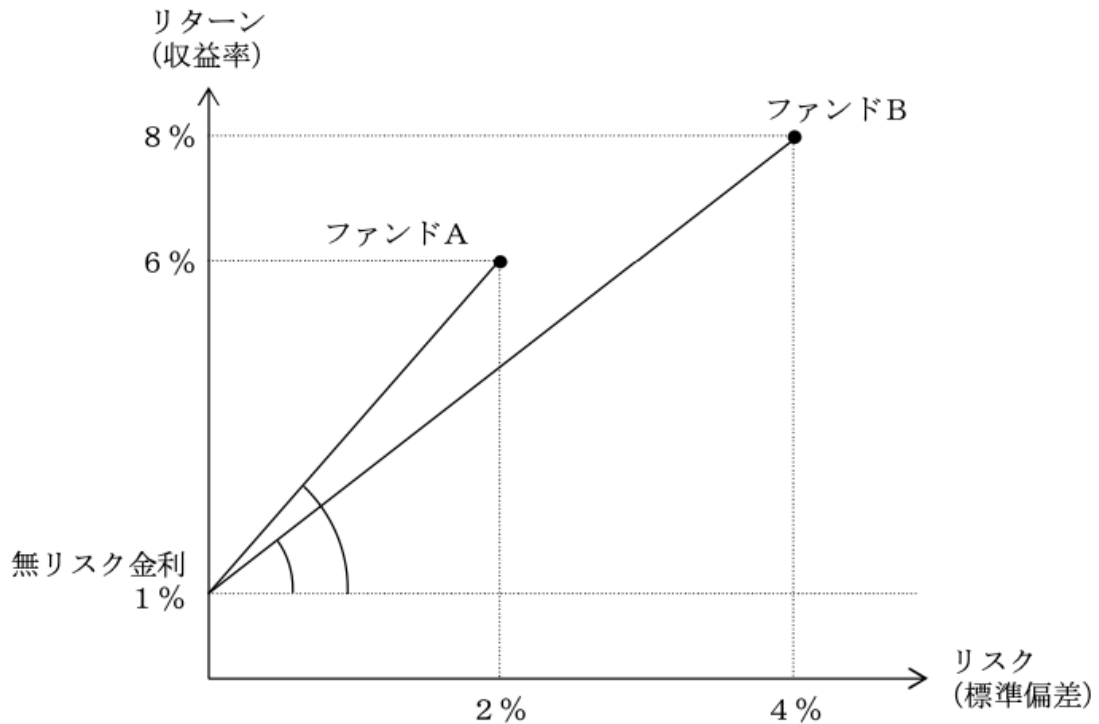
制度取引は証券取引所、一般信用取引は各証券会社が決定

従って、答えは『4』です。

問題 26

下記〈資料〉に基づくファンドAとファンドBの運用パフォーマンスの比較評価に関する次の記述の 空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句または数値の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

〈資料〉ファンドAとファンドBの運用パフォーマンスに関する情報



〈資料〉の数値によりファンドAのシャープレシオの値を算出すると(ア)となり、同様に算出したファンドBのシャープレシオの値は(イ)となる。シャープレシオの値が(ウ)ほど効率的な運用であったと判断される。

- 1.(ア)2.50 (イ)1.75 (ウ)大きい
- 2.(ア)2.50 (イ)1.75 (ウ)小さい
- 3.(ア)3.00 (イ)2.00 (ウ)大きい
- 4.(ア)3.00 (イ)2.00 (ウ)小さい

【答え】

シャープレシオは、異なるポートフォリオの投資効果を比較する際に用いられます。

シャープレシオ計算式

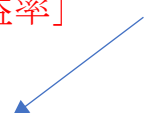
$$= \frac{\text{ポートフォリオの収益率} - \text{無リスク資産利子率(預金金利)}}{\text{標準偏差}}$$

A B

5% 7%

2% 4%

「超過収益率」



[ファンドA]

「超過収益率」=6%−1%=5%

シャープレシオ=5%÷2%=2.50

[ファンドB]

「超過収益率」=8%−1%=7%

シャープレシオ=7%÷4%=1.75

従って、答えは『1』です。

(ア)2.50、(イ)1.75、(ウ)大きい が適切です。

問題 27 上場株式の譲渡および配当(一定の大口株主等が受けるものを除く)に係る税金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.上場株式の配当について申告する場合、所得税では総合課税を選択し、住民税では申告分離課税を選択することもできる。
- 2.上場株式の配当について、申告分離課税を選択して確定申告をした場合、上場株式の譲渡損失の金額と損益通算することができる。
- 3.損益通算してもなお控除しきれない上場株式の譲渡損失の金額は、確定申告をすることにより、翌年以後3年間にわたって繰り越すことができる。
- 4.NISA(少額投資非課税制度)口座内の上場株式の譲渡損失の金額は、確定申告をすることにより、特定口座内の上場株式の譲渡益の金額と損益を通算することができる。

【答え】

1.適切

上場株式の配当金は、原則、総合課税の対象ですが、平成29年4月1日より、上場株式等の配当所得や譲渡所得について、申告分離課税や確定申告不要制度も選択可能となり、**所得税と住民税で異なる課税方式を選択**できることが明確化されました。

2.適切

上場株式の配当について、申告分離課税を選択して確定申告する場合、**上場株式の譲渡損失と損益通算可能**です。

3.適切

上場株式の譲渡損失は、**確定申告**することで**翌年以降3年間**、上場株式等の譲渡所得から**繰越控除**することができます。

4.不適切

NISA口座で生じた譲渡損失は、一般口座や特定口座で生じた譲渡益や配当金との**損益通算や繰越控除はできません**。

NISAは非課税であることから、NISA口座内でも**通算されません**。

従って、答えは『4』です。

問題 28

わが国における個人による金融商品取引に係るセーフティネットに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.国内証券会社が保護預かりしている一般顧客の外国株式は、原則として、日本投資者保護基金による補償の対象となる。
- 2.ゆうちょ銀行に預け入れた通常貯金は、預入限度額である元本1,300万円までとその利息が預金保険制度による保護の対象となる。
- 3.国内で事業を行う生命保険会社が破綻した場合、生命保険契約者保護機構による補償の対象となる保険契約については、高予定利率契約を除き、責任準備金等の90%まで補償される。
- 4.農業協同組合(JA)に預け入れた決済用貯金は、その金額の多寡にかかわらず、全額が農水産業 協同組合貯金保険制度による保護の対象となる。

【答え】

1. 適切

国内の証券会社が保護預かりしている一般顧客の外国株式は、投資者保護基金による補償の対象になります。

2 不適切.

預金保険制度による保護の対象となるのは、合算して元本1,000万円までとその利息等が保護されます。ゆうちょ銀行の貯金も他の銀行預金と同様です。

3. 適切

生命保険会社が破綻した場合の生命保険契約は、生命保険契約者保護制度により、高予定利率契約を除き、責任準備金の90%まで補償されます。

4. 適切

農業協同組合・漁業協同組合・水産加工業協同組合への貯金は、農水産業協同組合貯金保険制度によって預金保険制度同様の保護を受けられます。農業協同組合(JA)に預け入れた無利息・要求払い・決済サービスの提供の3条件を満たす決済用貯金は、預金保険制度と同様に、金額の多寡にかかわらず全額が保護の対象になります。

従って、答えは『2』です。

問題 29

金融商品の販売等に関する法律(以下「金融商品販売法」という)および消費者契約法ならびに金融商品取引法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.外国為替証拠金取引は、金融商品販売法における金融商品の販売に該当する取引である。
- 2.金融商品販売法が規定する金融商品の販売において、金融商品販売法と消費者契約法の両方の規定を適用することができる場合は、金融商品販売法が優先して適用される。
- 3.消費者契約法では、事業者が消費者に対し、ある重要事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、不利益となる事実を故意に告げなかったことにより、消費者が当該事実が存在しないと誤認し、消費者契約の申込みをしたときは、消費者はこれを取り消すことができるとされている。
- 4.金融商品取引法では、金融商品取引業者等が行う金融商品取引業の内容に関する広告等をする場合、金融商品取引行為を行うことによる利益の見込みなどについて、著しく事実に相違する表現をし、または著しく人を誤認させるような表示をしてはならないとされている。

【答え】

1. 適切

金融商品販売法の適用対象には、預貯金、有価証券および投資信託等の金融商品のほか、**外国為替証拠金取引 (FX) やデリバティブ取引、海外の商品先物取引も含まれます。**

2. 不適切

金融商品の取引において、金融商品販売法と消費者契約法の両方の規定に抵触する場合、消費者保護の目的により**両方の法律が適用されます。**

3. 適切

消費者契約法では、**事業者の不適切な行為によって消費者が誤認または困惑した中で契約を締結したときは**、消費者は申込み・承諾の意思表示を**取り消すことができる**と規定しています。

4. 適切

金融商品取引法では、金融商品取引業者等が金融商品取引業に関して広告等をするときは、金融商品取引行為を行うことによる利益の見込み等について、**著しく事実に相違する表示**をし、または**著しく人を誤認させるような表示**をしてはならないと規定しています。

従って、答えは『2』です。

問題 30

ファイナンシャル・プランナーが顧客に対して行った一般NISA(非課税上場株式等管理契約に係る少額投資非課税制度)、ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)、つみたてNISA(非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度)の活用に関する次のアドバイスのうち、最も適切なものは どれか。

- 1.2018年に一般NISAを利用して上場株式に投資をしているAさんに対し、「非課税期間が終了したら、当該株式を翌年の一般NISAの非課税投資枠を利用してロールオーバーするか、課税口座に移すかを選択できます」とアドバイスした。
- 2.子どもの将来のための資金を運用したいと考えているBさんに対し、「ジュニアNISA口座であれば、お子さまが口座開設者となり、年間100万円まで非課税で運用できて、非課税期間終了後も、お子さまが20歳になるまで引き続き非課税で保有できます」とアドバイスした。
- 3.長期投資を始めたいと考えているCさんに対し、「つみたてNISAを利用して運用すれば、最長で20年間の非課税期間終了時にロールオーバーすることで、40年間まで、非課税で運用できます」とアドバイスした。
- 4.新たに投資を始めたいと考えているDさんに対し、「つみたてNISAの対象商品は、所定の要件を満たす公募株式投資信託や不動産投資信託(REIT)等で、事前に金融庁に届け出されたものに限られるため、いずれも長期の積立・分散投資に適したものと いえます」とアドバイスした。

【答え】

1. 適切

NISAでは、非課税期間の5年間が終了後、保有している金融商品を翌年の**非課税投資枠に移すこと(ロールオーバー)**や、NISA口座以外の**課税口座に移す**こともできます。

2. 不適切

ジュニアNISA口座の年間投資**上限金額は80万円**です。非課税期間の終了後には継続管理勘定に移管することで、20歳になるまで金融商品を非課税で保有し続けることができます。

3. 不適切

つみたてNISAでは非課税期間終了後に翌年の非課税投資枠に移換する**ロールオーバーはできません**。

4. 不適切

REIT単体の商品は、つみたてNISAでは投資対象外です。
アクティブ運用投資信託やバランス型の中に**REITを含めることはできません**。

つみたてNISAの対象商品は、一定の条件を満たした公募投資信託(株式型・バランス型)とETFに限定されています。

従って、答えは『1』です。

問題 31

わが国の税制に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 所得税では、課税対象となる所得を10種類に区分し、それぞれの所得の種類ごとに定められた計算方法により所得の金額を計算する。
2. 相続税では、納税者が申告をした後に、税務署長が納付すべき税額を決定する賦課課税方式を採用している。
3. 税金を負担する者と税金を納める者が異なる税金を間接税といい、消費税は間接税に該当する。
4. 税金には、国税と地方税とがあるが、法人税は国税に該当し、事業税は地方税に該当する。

【答え】

1. 適切

所得税では、事業所得、不動産所得、給与所得、利子所得、配当所得、一時所得、譲渡所得、雑所得、山林所得、退職所得の**10種類に所得を区分しています**。

2. 不適切

所得税は、納税者本人が税額を計算し申告納付する**申告納税方式**です。賦課課税方式は、国や地方公共団体が税額を計算して納税者に通知する方式です。

3. 適切

納税義務者と税金の負担者が同じ場合は直接税、同一でない場合は間接税といいます。**消費税**は納税義務者が事業者、税負担者が消費者と異なるので**間接税**です。

4. 適切

税金は、**国に納める国税**と、**都道府県や市町村に納める地方税**に分類できます。**法人税は国税、事業税は地方税**です。

	直接税	間接税
国税	所得税、法人税、相続税、贈与税	消費税、酒税、たばこ税、印紙税
地方税	都市計画税、固定資産税、不動産取得税	地方消費税

従って、答えは『2』です。

問題 32

次のうち、所得税の計算において申告分離課税の対象となるものはどれか。

1. 不動産の貸付けにより賃貸人が受け取った家賃に係る所得
2. 金地金を譲渡したことによる所得
3. 自宅を譲渡したことによる所得
4. ゴルフ会員権を譲渡したことによる所得

【答え】参考表

総合課税	利子所得	
	配当所得	
	不動産所得	
	事業所得	
	給与所得	
	土地・建物等、株式以外の譲渡所得の金額	短期
		長期
	一時所得	
	雑所得	
分離課税	土地・建物等の譲渡所得の金額	短期
		長期
	山林所得	
	退職所得	
	株式等にかかる譲渡所得	
	先物取引にかかる雑所得	

1. 不適切

不動産所得ですので総合課税の対象です。

2. 不適切

土地・建物・株式等以外の譲渡所得は、総合課税の対象です。

3. 適切

土地・建物を譲渡したことによる譲渡所得は、申告分離課税の対象です。

4. 不適切

土地・建物・株式等以外の譲渡所得は、総合課税の対象です。

従って、答えは『3』です。

問題 33

所得税の各種所得に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれ

か。

- 1.定年退職時に退職手当として一時金を受け取ったことによる所得は、退職所得となる。
- 2.個人事業主が事業資金で購入した株式の配当金を受け取ったことによる所得は、配当所得となる。
- 3.個人事業主が事業の用に供していた営業用車両を売却したことによる所得は、譲渡所得となる。
- 4.事業的規模で不動産の貸付けを行い、賃貸料を受け取ったことによる所得は、事業所得となる。

【答え】

1. 適切

退職一時金は**退職所得**になります。年金形式で受け取ると公的年金等の雑所得となります。

2. 適切

個人事業主が事業資金で購入した株式の**配当金**は、**配当所得**となります。

3. 適切

個人事業主が**事業用に使っていた営業用車両**を売却した場合は**譲渡所得**です。個人が資産を譲渡することによって得た所得も同様に譲渡所得となります。

4. 不適切

不動産賃貸で得た収入は、事業的規模かどうかに関係なく**不動産所得**となります。

従って、答えは『4』です。

問題 34

所得税の各種所得の金額の計算上生じた次の損失のうち、給与所得の金額と損益通算できるものはどれか。

1. ゴルフ会員権を譲渡したことによる譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額
2. 賃貸アパートの土地および建物を譲渡したことによる譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額
3. 全額自己資金により購入したアパートの貸付けによる不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額
4. 生命保険契約に基づく満期保険金を受け取ったことによる一時所得の金額の計算上生じた損失の金額

【答え】

1. 不適切

ゴルフ会員権、リゾート会員権、別荘などのように生活に通常必要でない資産を譲渡したことによる譲渡所得の損失は、他の所得と損益通算できません。

2. 不適切

土地および建物を譲渡したことによる譲渡所得は申告分離課税となるので、その損失は他の所得と損益通算できません。

3. 適切

不動産所得の計算上生じた損失は、他の所得と損益通算可能です。ただし、不動産所得の損失のうち土地の取得するための負債利子については損益通算できないので注意が必要です。(建物を取得するための負債利子は損益通算可能)

4. 不適切

生命保険の解約返戻金は、払済保険料との差益が一時所得となります。一時所得の損失は、他の所得と損益通算できません。

※給与所得の損益通算可能所得：不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得

従って、答えは『3』です。

問題 35

所得税における扶養控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が16歳以上23歳未満の者は、特定扶養親族に該当する。
2. 控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の者は、老人扶養親族に該当する。
3. 同居老親等とは、老人扶養親族のうち、納税者またはその配偶者の直系尊属で、かつ、そのいずれかと同居を常況としている者をいう。
4. 年の途中で死亡した者が、その死亡の時ににおいて控除対象扶養親族に該当している場合には、納税者は扶養控除の適用を受けることができる。

【答え】

1.不適切

特定扶養親族は、その年の12月31日時点の**年齢が19歳以上23歳未満**の人です。

2. 適切

70歳以上の控除対象扶養親族は、**老人扶養親族**となります。

3. 適切

同居老親等とは、老人扶養親族のうち、納税者や配偶者の**直系尊属**で、納税者や配偶者との**同居を常**としている人をいいます。

4. 適切

控除対象扶養親族であった人が年の途中で死亡した場合でも、納税者はその人についての**扶養控除の適用を受けられます**。

対象になる扶養親族	控除額(所得税)
16歳未満	対象外
16歳以上～19歳未満	38万円
19歳以上～23歳未満	63万円(特別扶養親族)
23歳以上～70歳未満	38万円
70歳以上	同居なし48万円、同居58万円

※扶養控除の対象となる年齢は12月31日時点の年齢です。

従って、答えは『1』です。

問題 36

所得税における住宅借入金等特別控除(以下「住宅ローン控除」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載されたものの以外の要件はすべて満たしているものとする。

- 1.納税者のその年分の合計所得金額が3,000万円を超える年については、住宅ローン控除の適用を受けることができない。
- 2.新居を購入して居住の用に供した年に、これまで住んでいた自宅を譲渡して「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」の適用を受けた場合、新居について住宅ローン控除の適用を受けることができない。
- 3.住宅用家屋とともにその敷地である土地を取得した場合には、その土地の取得に係る借入金額は、住宅ローン控除の対象となる借入金額に含めることができない。
- 4.住宅ローン控除の適用を受けていた者が、住宅ローンの一部繰上げ返済を行い、借入金の償還期間が当初の借入れの最初の償還月から10年未満となった場合、残りの控除期間について、住宅ローン控除の適用を受けることができない。

【答え】

1. 適切

住宅ローン控除の適用を受けるためには、適用を受けるその年の**合計所得金額が3,000万円以下**でなければならないという要件があります。

2. 適切

「**居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除**」と**住宅ローン控除**は併用できません。

3. 不適切

住宅ローン控除の対象となる借入金には、**住宅とともに取得するその住宅の敷地の用に供される土地等の取得のための借入金等**を含みます。

4. 適切

住宅ローン控除の適用要件に**償還期間が10年以上**です。住宅ローンの繰上げ返済によって**返済期間が10年未満**になると、その年以後は**住宅ローン控除を受けることができません**。

従って、答えは『3』です。

問題 37

所得税の青色申告に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 2019年9月に新たに事業を開始した者が、その年分の所得税から青色申告の適用を受けようとする場合には、2020年3月15日までに「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければならない。
2. 事業的規模でない不動産所得を生ずべき業務を行っている青色申告者と生計を一にする配偶者がその業務に専従している場合、所定の届出により、その配偶者に支払った給与を青色事業専従者給与として必要経費に算入することができる。
3. 青色申告者は、総勘定元帳その他一定の帳簿を起算日から10年間、住所地もしくは居所地または事業所等に保存しなければならない。
4. 青色申告者が、申告期限後に確定申告書を提出した場合、受けられる青色申告特別控除額は最大10万円となる。

【答え】

1. 不適切

その年の1月16日以後に新たに事業を開始した者が、その年から新たに青色申告の適用を受けようとする場合は、事業開始後、2ヵ月以内に「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。2月16日～3月15日は確定申告時期のことです。

2. 不適切

青色申告の事業専従者給与の事業専従者控除については、不動産貸付けが事業として行われている場合に限り必要経費に算入できます。事業的規模の不動産所得や事業所得などがある場合は、青色申告特別控除が適用となります。

3. 不適切

青色申告の納税者が正規の簿記の原則に従って記帳していた総勘定元帳その他一定の帳簿を起算日から7年間保存することとされています。

4. 適切

青色申告書の提出期間は、翌年の2月16日から3月15日までです。この期限後の申告となった場合、青色申告特別控除は最高10万円となります。申告期間内に所定の作成書類を提出した場合は65万円の控除を受けられます。

従って、答えは『4』です。

問題 38

法人が納付した次に掲げる税金のうち、法人税の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されないものはどれか。

1. 法人税の本税
2. 固定資産税
3. 事業所税
4. 印紙税

【答え】

法人での損金不算入の租税公課は法人税、住民税、延滞税、加算税、交通反則金などです。損金算入には法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業税、自動車税、印紙税などがあります。

従って、答えは『1』です。

問題 39

消費税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 消費税は、土地の譲渡など非課税とされる取引を除き、原則として、事業者が国内において対価を得て行う商品等の販売やサービスの提供に対して課される。
2. 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、原則として、一定の期限までに所定の届出書を納税地の所轄税務署長に提出することにより、簡易課税制度を選択することができる。
3. 簡易課税制度を選択した事業者は、事業を廃止等した場合を除き、最低2年間は簡易課税制度の適用を継続しなければならない。
4. 新たに設立された法人は基準期間がないため、事業年度開始の日における資本金の額または出資の金額の多寡にかかわらず、設立事業年度および翌事業年度については消費税の免税事業者となる。

【答え】

1. 適切

消費税は**商品の購入やサービスの提供**などに対して、課税されます。課税取引は**日本国内で行う取引**です。

2. 適切

簡易課税制度とは、**課税売上高が5,000万円以下**の事業者が、**簡易課税制度選択届出書**を税務署長へ届出することで適用を受けられます。この制度を選択した場合は事業を廃止した場合を除き、**2年間事業を継続**しなければなりません。

3. 適切

簡易課税制度を選択した場合は**事業を廃止した場合を除き、2年間事業を継続**しなければなりません。

4. 不適切

消費税の免税事業者とは課税期間に対する**基準期間の課税売上高が1,000万円以下である事業者は消費税が免除**されます。なお、**設立後1期目～2期目**の事業年度は、**自動的に課税事業者**となります。3期目からは**前々事業年度(2年前)**の課税売上高で判断します。また、**資本金が1,000万円以上の法人**は、設立年度から消費税の**課税事業者**になります。

従って、答えは『4』です。

問題 40

会社法上の計算書類および法人税法上の法人税申告書に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.株主資本等変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動額のうち、主として、株主に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告するために作成される計算書類である。
- 2.個別注記表は、重要な会計方針に関する注記、貸借対照表に関する注記、損益計算書に関する注記等、各計算書類に記載されている注記を一覧にして表示する計算書類である。
- 3.損益計算書は、一時点における企業資本の運用形態である資産と、その調達源泉である負債、純資産の構成を示す計算書類である。
- 4.法人税申告書別表四は、損益計算書に掲げた当期利益の額または当期欠損の額を基として、加算・減算による申告調整を行うことによって所得金額または欠損金額を計算する表である。

【答え】

1. 適切

株主資本等変動計算書は、貸借対照表の**純資産の変動状況を表す財務諸表**で、金額がどのように変動したのかを表す計算書類です。

2. 適切

個別注記表は、重要な会計方針や貸借対照表・損益計算書等の各計算書類に記載された**注記を一覧表示した会社法上の計算書類**

3. 不適切

損益計算書は、**企業の収益と費用**を対比して、その差額の損益を一定期間の**経営成績**を示す会社法上の計算書類です。
「問い」は貸借対照表についての説明のことです。

4. 適切

法人税申告書別表四は、**決算書の純利益・純損失に法人税法上の加算・減算を行い**、法人税の課税所得金額・欠損金額を算出します。

従って、答えは『3』です。

問題 41

不動産の登記に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 抵当権設定登記の登記記録は、権利部甲区に記録される。
2. 不動産の売買契約を締結した当事者は、当該契約締結の日の属する年の12月31日までに、当該不動産の所有権移転登記をすることが義務付けられている。
3. 登記事項証明書の受領は、インターネットを利用してオンラインで行うことができる。
4. 登記記録の権利関係が真実と異なっていた場合に、その登記記録を信じて土地を取得した者は、原則として、その土地に対する当該権利の取得について法的に保護されない。

【答え】

1. 不適切

抵当権などの所有権以外の権利は、権利部乙区に記録されます。

表 題 部	土地	所在、地番、地目、地積など	
	建物	所在、家屋番号、種類、構造、 床面積など	
権 利 部	甲区	所有権	所有権保存登記、仮登記、所有権移 転登記、差押えなど
	乙区	所有権以外	抵当権、地上権、借地権、賃借権な ど

2. 不適切

所有権移転登記等の権利関係の登記は法律上の申請義務はありません。表題登記は登記義務があり、取得・変更から1カ月以内の登記が義務付けられています。

3. 不適切

登記事項証明書は郵送やオンラインでの交付請求できますが、書面の受領は、オンラインでダウンロード等ではできません。指定住所への送付あるいは窓口で受け取る方法のいずれかになります。

4. 適切

不動産登記には、対抗力がありますが公信力はありません。登記記録を信用して不動産を取得した場合でも、法的保護はないため取得できなくなることがあります。

対抗力：第三者に対して主張することができること。

公信力：事実と異なる権利関係が公示されている場合、その公示を信頼して取引した者は保護される効力のこと。

従って、答えは『4』です。

問題 42

土地の価格に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.地価公示の公示価格は、毎年1月1日を価格判定の基準日としている。
- 2.都道府県地価調査の基準地は、地価公示の標準地と同じ地点に設定されることもある。
- 3.相続税路線価は、地価公示の公示価格の80%を価格水準の目安として設定されている。
- 4.評価替えの基準年度における固定資産税評価額は、前年の地価公示の公示価格の60%を価格水準の基準として決定されている。

【答え】

土地価格評価

	公示価格	基準地 標準価格	相続税評 価額	固定資産税評価 額
発表機関	国土交通省	都道府県	国税庁	市区町村
基準日	毎年 1/1日	毎年 7/1日	毎年 1/1日	毎年1/1日 (3年毎見直し)
発表時期	3月下旬	9月下旬	7月下旬	3月下旬
評価水準	—	公示100%	公示80%	公示70%

1. 適切

地価公示の**公示価格**の価格判定基準日は**1月1日**です。国土交通省が3月下旬に発表します。

2. 適切

都道府県地価調査の基準地は、地価公示の標準地と同じ地点に設定されることもあります。

3. 適切

相続税路線価は、地価公示の**公示価格の80%**を価格水準の目安として設定され、相続税や贈与税の基準となります。毎年**7月1日**に、各国税局が**1月1日時点**の評価を公表します。

4. 不適切

固定資産評価額は**公示価格の70%**を目安に設定されています。毎年1月1日が基準日で、3年ごとに見直され、市町村が決定します。

従って、答えは『4』です。

問題 43

不動産の売買契約に係る民法の規定に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、特約については考慮しないものとする。

1. 買主が売主に解約手付を交付した場合、買主が代金を支払った後であっても、売主は、自らが契約の履行に着手するまでは、受領した手付の倍額を買主に償還して契約を解除することができる。
2. 未成年者(既婚者を除く)が法定代理人の同意を得ずに不動産の売買契約を締結した場合、原則として、その法定代理人だけでなく、未成年者本人も、当該売買契約を取り消すことができる。
3. 不動産について二重に売買契約が締結された場合、当該複数の買主間においては、原則として、売買契約を先に締結した者が当該不動産の所有権を取得する。
4. 共有となっている建物について、自己が有している持分を第三者に譲渡するときは、他の共有者全員の同意を得なければならない。

【答え】

1. 不適切

売買契約において、買主から売主に**解約手付が交付され、相手方が契約の履行に着手するまで**、買主はその解約手付を放棄し、売主はその解約手付の倍額を償還することで、当該売買契約を解除することができます。したがって、**解約手付を交付した後に代金支払っていますので、契約の履行に着手したとみなされるため、手付による契約解除はできません。**

2. 適切

既婚者を除く未成年者が契約等の法律行為を行う場合は、法定代理人の同意を得る必要があります。**法定代理人の同意を得ずに売買契約を締結した場合**、本人及び法定代理人は民法の規定に従いクーリング・オフに関係なく**当該契約を取り消すことができます。**

3. 不適切

二重に売買契約が締結された場合、**売買契約時でなく、所有権移転登記を先に備えた方**が別の買主に対して所有権を主張できます。

4. 不適切

共有名義の不動産の**自己所有分**については、他の共有者の**同意がなくとも**、第三者への譲渡や売却などの**処分はできます。**

従って、答えは『2』です。

問題 44

借地借家法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本問においては、同法第22条から第24条の定期借地権等以外の借地権を普通借地権という。

1. 普通借地権の設定契約において、期間の定めがない場合には、存続期間は30年となる。
2. 借地権者が借地上の建物を第三者に売却した場合において、借地権設定者が賃借権の譲渡を承諾しないときは、建物を取得した第三者は、借地権設定者に対して、当該建物の買取りを請求することができる。
3. 存続期間を10年以上30年未満とする定期借地権には建物の用途に関する制限があり、店舗、事務所等の事業用建物の所有を目的とした契約に限定される。
4. 建物の譲渡により建物譲渡特約付借地権が消滅した場合において、当該建物の使用を継続する賃借人が借地権設定者に対して請求をしたときには、賃借人と借地権設定者との間で存続期間を2年とする建物の賃貸借がされたものとみなされる。

【答え】

1. 適切

借地借家法では、普通借地権の存続期間を30年以上と定めています。
期間の定めのない場合、30年満たない期間を設定した借地契約は存続期間30年となります。

存続期間	30年以上、期間の定めなし30年
更新期間	建物がある場合は、同一条件 建物がない場合は、更新なし 最初の更新は20年以上、2回目以降は10年以上
その他	建物買取請求あり

2. 適切

借地権者が借地上の建物を第三者に売却する場合、借地権も併せて譲渡する必要があり、借地権設定者(地主)の承諾が必要です。借地権設定者(地主)が土地借地権の譲渡又は転貸を承諾しないときは、建物を取得した第三者は借地権設定者(地主)に対して借地上の建物を時価で買い取るように請求できます。(建物買取請求権)

3. 適切

	一般定期借地	建物譲渡特約	事業用定期借地
存続期間	50年以上	30年以上	10年～50年未満
契約方法	書面(公正証書以外も可)	定めなし	公正証書
利用目的	制限なし	制限なし	事業用のみ

定期借地権で存続期間を10年以上30年未満とするには事業用定期借地権等しか選択できないため、店舗や事業用建物の所有を目的とした契約に限定されます。

4. 不適切

建物譲渡特約付借地権は、30年以上となる存続期間が終了しても、借地人や借家人は引き続き建物を利用できます。建物譲渡特約付借地権が消滅した場合、借地権者や賃借人が請求すると、期間の定めのない建物賃貸借契約がされたとみなされます。

従って、答えは『4』です。

問題 45

借地借家法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本問においては、同法における定期建物賃貸借契約を定期借家契約といい、それ以外の建物賃貸借契約を普通借家契約という。

- 1.期間の定めがある普通借家契約において、賃借人は、正当の事由があると認められるときでなければ、賃貸人に対して更新しない旨の通知をすることができない。
- 2.普通借家契約において、賃借人は、その建物の賃借権の登記がなくても、引渡しを受けていれば、その後、その建物について物権を取得した者に賃借権を対抗することができる。
- 3.定期借家契約は、公正証書以外の書面によっても、締結することができる。
- 4.定期借家契約では、賃貸借期間が1年以上の場合、賃貸人は、原則として、期間満了の1年前から 6ヵ月前までの間に賃借人に対して期間満了により契約が終了する旨の通知をしなければ、その終了を賃借人に対抗することができない。

【答え】

1.不適切

正当事由が必要なのは賃借人(入居者)ではなく、賃貸人(大家さん)から申し出る場合です。入居者には正当事由は不要です。

2. 適切

普通借家契約では賃借権の登記をしていなくても、引渡しを受けていれば、新たな貸主に賃借権を対抗することができます。

3. 適切

定期借家契約は公正証書でなくても、書面で行うことは可能です。

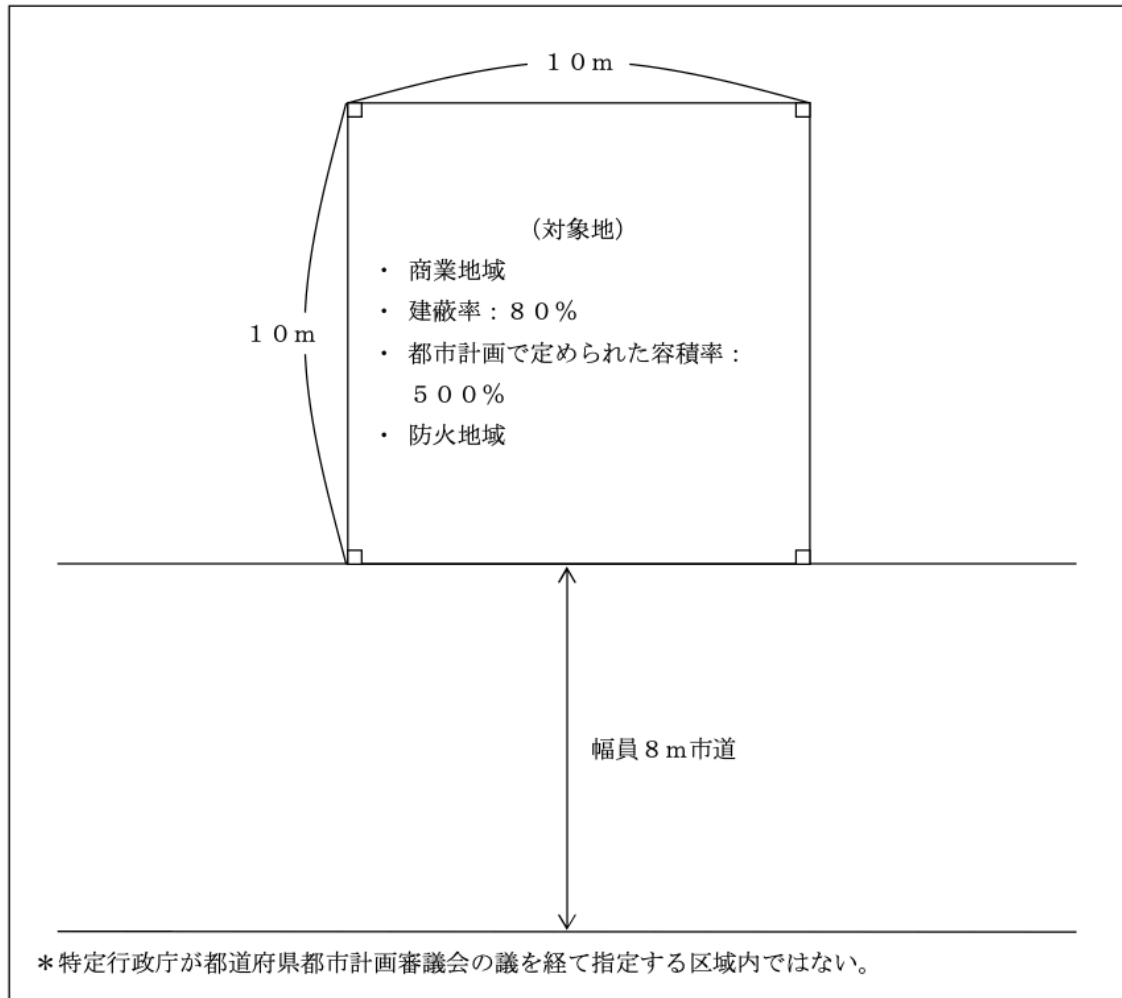
4. 適切

定期借家契約の期間が1年以上の場合、賃貸人は、期間満了の1年前から6ヵ月前までの間に、賃借人に対して契約が終了する旨の通知が必要です。通知を怠れば借主は現在の借家条件で使用し続けることが可能です。

従って、答えは『1』です。

問題 46

建築基準法に基づいて下記の土地に耐火建築物である店舗を建築する場合、建築物の延べ面積の限度として、最も適切なものはどれか。なお、記載のない条件については考慮しないものとする。



1. 80m^2
2. 320m^2
3. 480m^2
4. 500m^2

【答え】

建物の延べ床面積＝敷地面積×容積率

容積率＝建築物の延べ床面積÷敷地面積

※前面道路の幅員が12m以上ある場合は指定容積率で計算

※前面道路の幅員が12m未満の場合の条件

指定容積率と住居系の場合、住居系以外の場合の計算で
の数値が少ない方の容積率を使用します。

○住居系用途地域＝前面道路幅×4／10

○住居系用途地域以外＝前面道路幅×6／10

以上から計算します。

(商業用地(6/10使用)・指定容積率が500%・前面道路8m)

どちらの容積率を使用するかを求めます。

$8\text{m} \times 6/10 \times 100 = 480\%$ 480% < 指定容積率500% 480%を使用

建物延床面積は＝ $10\text{m} \times 10\text{m}$ (敷地面積)×480%＝480㎡

従って、答えは『3』です。

問題 47

建物の区分所有等に関する法律に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.集会の招集の通知は、規約で別段の定めをしない限り、開催日の少なくとも1ヵ月前に会議の目的たる事項を示して各区分所有者に発しなければならない。
- 2.区分所有者は、敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利である場合、規約で別段の定めをしない限り、その有する専有部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することはできない。
- 3.区分所有者以外の専有部分の占有者は、建物またはその敷地もしくは附属施設の使用方法について、区分所有者が規約または集会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負う。
- 4.区分所有建物の建替えは、集会において、区分所有者および議決権の各5分の4以上の多数により、その旨の決議をすることができる。

【答え】

1.不適切

集会の招集の通知は区分所有法により、開催日より**少なくとも1週間前**に、会議目的を示し、各区分所有者に発しなければなりません。なお、この期間は規約で変更が可能です。

2. 適切

区分所有者は、**規約で別段の定めがない限り**、専有部分とその専有部分に係る敷地利用権を**分離して処分することはできません**。

3. 適切

区分所有者以外の専有部分の占有者とは、分譲マンションを賃貸で入居している人などで、その占有者は、建物や敷地・付属施設の使用方法については、**区分所有者と同じように規約や集会の決議に基づく義務を負います**。

4. 適切

建物の建替えは、集会にて区分所有者および**議決権の各5分の4以上の賛成**が必要です。

普通決議	過半数で決定	
特別決議	3/4以上	規約の変更・廃止、共有部分を変更
	4/5以上	建替え

従って、答えは『1』です。

問題 48

不動産の取得に係る税金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1.不動産取得税は、贈与により不動産を取得した場合であっても、その不動産の取得者に課される。

2.所定の要件を満たす戸建て住宅(認定長期優良住宅を除く)を新築した場合、不動産取得税の課税標準の算定に当たっては、1戸につき最高1,200万円を価格から控除することができる。

3.贈与により取得した不動産の所有権移転登記に係る登録免許税の税率は、課税標準に対して1,000分の20である。

4.印紙税の課税文書に貼付されている印紙が消印されていない場合は、原則として、その印紙の額面金額の2倍に相当する金額の過怠税が課される。

【答え】

1. 適切

不動産取得税は、不動産を取得した個人、法人に対し課税されます。課税されない場合は、相続や遺贈、法人の合併等により不動産を取得の場合や土地の課税標準価格が10万円未満、新築家屋・増改築価格が23万円未満の場合です。

2. 適切

新築住宅の課税標準の特例として、固定資産税評価額から最高1,200万円(認定長期優良住宅は1,300万円)を控除されます。

条件:床面積50㎡(賃貸アパートは40㎡)以上240㎡以下

3. 適切

登記原因が贈与による所有権移転登記に係る登録免許税税率は2%(1000分の20)、相続、遺贈による場合は0.4%(1,000分の4)です。

登記事項		標準課税	軽減税率
住宅用家屋	所有権保存登記	0.4%	0.15%
	所有権移転登記	2.0%	0.3%
	抵当権設定登記	0.4%	0.1%
土地売買	所有権移転登記	2.0%	適用なし

※課税標準額は固定資産評価額

4.不適切

印紙税の課税文書に貼付されている印紙が消印されていない場合、印紙の額面金額と同額の過怠税が徴収されます。

課税文書に印紙税を貼付していなかった場合は、額面金額の2倍に相当する金額の過怠税が徴収されます。

従って、答えは『4』です。

問題 49

居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除(以下「3,000万円特別控除」という)および居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(以下「軽減税率の特例」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1.3,000万円特別控除は、居住用財産を居住の用に供さなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡しなければ、適用を受けることはできない。

2.3,000万円特別控除は、譲渡した居住用財産の所有期間が、譲渡した日の属する年の1月1日 において10年を超えていなければ、適用を受けることはできない。

3.軽減税率の特例は、譲渡した居住用財産の所有期間が、譲渡した日の属する年の1月1日において 10年を超えていなければ、適用を受けることはできない。

4.軽減税率の特例では、課税長期譲渡所得金額のうち6,000万円以下の部分の金額について軽減税率が適用される。

【答え】

1. 適切

居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除は、現在人が住んでいない土地・建物でも、居住しなくなってから3年後の12月31日までに譲渡することが適用要件となっています。

2. 不適切

3,000万円特別控除は、譲渡した居住用財産の居住期間や保有期間に制限はなく適用を受けられます。

3. 適切

軽減税率の特例は、譲渡した居住用財産の所有期間が譲渡した年の1月1日において10年を超えていることが適用要件です。

4. 適切

軽減税率の特例は、譲渡所得のうち6,000万円以下の部分についての税率が軽減されます。税率は6,000万円以下は14.21%、6,000万円以上は超過分に対し、20.315%となります。

従って、答えは『2』です。

問題 50

不動産の有効活用の手法の一般的な特徴に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.等価交換方式における部分譲渡方式は、土地所有者が土地の全部を拋出し、デベロッパーが建設資金を拋出して、それぞれの出資割合に応じた土地・建物に係る権利を取得する方式である。
- 2.建設協力金方式は、建設する建物を入居予定のテナントから建設資金を借り受けて建設するため、当該建物はテナントの仕様に合わせた構造となり、用途の汎用性は低いものとなる。
- 3.事業受託方式は、土地の有効活用の企画、建設会社の選定および当該土地上に建設された建物の管理・運営をデベロッパーに任せ、建設資金の調達土地所有者が行う方式である。
- 4.定期借地権方式では、土地所有者は土地を一定期間貸し付けることによる地代収入を得ることができ、当該土地上に建設する建物の資金調達をする必要がない。

【答え】

1. 不適切

等価交換方式における**部分譲渡方式**は、土地の所有者が**土地の一部**だけを拋出する方式です。土地の全部を拋出するのは**全部譲渡方式**です。**全部譲渡方式**では、デベロッパーに**土地を全部拋出した後**、建物完成後に建物及び土地の一部をデベロッパーから取得する方式です。**部分譲渡方式**は、デベロッパーが建物建設後、土地の持ち分のみ、デベロッパーに譲渡します。

土地譲渡では**全部譲渡方式は建物建設前**、**部分譲渡方式は建物建設後**との違いがあります。

2. 適切

建設協力金方式とは、土地所有者がその建物に入居予定の**テナントから建設資金を借りて建物を建設**し、完成後はテナントから賃料収入を得る事業方式です。この方式では**テナントの仕様通りの建物**が建築されるため、**用途の汎用性は低くなります**。

3. 適切

事業受託方式とは、**土地の所有者が自分で資金調達**し、マンション等の建設・管理・運営といった**事業の一切をデベロッパー一括して委託**する手法です。

4. 適切

定期借地権方式とは、土地の所有が定期借地権を設定した土地をデベロッパーに**一定期間貸し付け、賃借料を得る方式**です。**土地所有者に事業資金の負担はなく**、比較的安定した収入を確保することができます。

従って、答えは『1』です。

問題 51

贈与に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.書面によらない贈与契約においては、その履行がなされた部分についても、各当事者はいつでも撤回することができる。
- 2.負担付贈与ではない贈与契約の贈与者は、贈与財産に瑕疵があることを知らないで贈与した場合であっても、その瑕疵について瑕疵担保責任を負う。
- 3.死因贈与契約は、贈与者の一方的な意思表示により成立する。
- 4.負担付贈与契約の受贈者がその負担である義務を履行しない場合、贈与者は、相当の期間を定めてその履行の催告をしてもその期間内に履行がないときは、その贈与契約の解除をすることができる。

【答え】

1. 不適切

書面によらない贈与契約の場合、その履行がなされた部分については撤回できません。履行が終わっていない部分については、当事者双方から撤回することができます。

2. 不適切

贈与者は贈与する目的物に瑕疵があることを知らなかった場合、受贈者に対し責任を負う必要はありません。受贈者に一定の負担を負わせる負担付贈与は原則として隠れた瑕疵についても担保責任が生じます。

3. 不適切

贈与契約は、贈与者の一方的な意思表示ではなく、一方が自己の財産を与える意思を示し、相手方がそれを承諾することによって成立する契約です。死因贈与契約も同様で、贈与者の死亡によって効力を生じますが、受贈者の合意承諾が必要です。

4. 適切

負担付贈与は受贈者が履行の催告をしても債務を履行しない場合に、贈与者は負担付贈与契約を解除することができます。

従って、答えは『4』です。

問題 52

親族等に係る民法の規定に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相続開始時における胎児は、すでに生まれたものとみなされ、死産の場合を除き、相続権が認められる。
2. 特別養子縁組が成立した場合、原則として養子と実方の父母との親族関係は終了する。
3. 未成年者が婚姻をする場合、父母双方の同意を得なければならないため、そのいずれか一方の同意が得られないときは、婚姻できない。
4. 直系血族および兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務があるが、家庭裁判所は、特別の事情があるときは、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

【答え】

1. 適切

相続開始時における**胎児**はすでに生まれたものとみなされ、**子としての相続権**が認められます。死産の場合は子はいなかったとみなされます。

2. 適切

特別養子縁組とは養子と実父母との**親族関係は終了**します。普通養子縁組の場合は養子と実父母との親族関係は継続します。

3. 不適切

未成年者が婚姻する場合には、その父母の**いずれかの同意**があれば結婚できます。

4. 適切

直系血族および兄弟姉妹は互いに扶養をする義務があります。**特別事情がある場合は、家庭裁判所は、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができます。**

従って、答えは『3』です。

問題 53

贈与税の非課税財産に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 個人が法人からの贈与により取得した財産は、その個人の一時所得または給与所得として所得税の課税対象となり、贈与税の課税対象とはならない。
2. 父が、その所有する土地の名義を無償で子の名義に変更した場合には、その土地は、原則として、贈与税の課税対象とならない。
3. 子が、父の所有する土地を使用貸借によって借り受けて、その土地の上に自己資金で建物を建設して自己の居住の用に供した場合、当該土地の使用貸借に係る使用権の価額(借地権相当額)については、贈与税の課税対象とならない。
4. 個人の債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難になり、その債務の免除を受けた場合、債務免除益のうち債務を弁済することが困難である部分の金額は、贈与税の課税対象とならない。

【答え】

1. 適切

個人が法人から贈与により財産を取得した場合、雇用関係があれば給与所得として、雇用関係がなければ一時所得として所得税の課税対象になります。贈与課税対象にはなりません。

2. 不適切

親が所有する土地を無償で子に名義変更すると、親が子に土地を贈与したとして贈与税の課税対象になります。

3. 適切

使用貸借とは無償で土地を貸す契約のことで、使用貸借の価値はゼロとみなされ、贈与税は課税されません。

4. 適切

債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難になったときに債務免除を受けた場合、債務免除益のうち債務を弁済することが困難である部分の金額については、贈与税の課税対象となりません。

従って、答えは『2』です。

問題 54

相続時精算課税制度に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.父から財産の贈与を受けた子が、その贈与に係る贈与税について相続時精算課税制度の適用を受けるためには、その子の年齢が贈与を受けた年の1月1日において18歳以上でなければならない。
- 2.相続時精算課税制度を選択した受贈者は、その翌年以降において特定贈与者から贈与により取得した財産の価額の合計額が特別控除額以下の金額であったときは、その年分の贈与税の申告書を提出する必要はない。
- 3.相続時精算課税制度を選択した受贈者が、特定贈与者から贈与により取得した財産の価額の合計額から控除する特別控除額は、特定贈与者ごとに2,500万円までである。
- 4.相続時精算課税制度を選択した受贈者が、その年中において特定贈与者から贈与により取得した財産に係る贈与税額の計算上、贈与税の税率は、贈与税の課税価格に応じた超過累進税率である。

【答え】

1. 不適切

相続時精算課税制度の受贈者は、贈与を受けた年の1月1日時点で20歳以上の子や孫となります。

2. 不適切

相続時精算課税制度を選択した翌年以降に特定贈与者から贈与を受けた場合、特別控除額(2,500万円)以下の金額であっても贈与税の申告が必要です。

3. 適切

特定贈与者ごとに累計で特別控除額2,500万円までの贈与であれば贈与税はかかりません。2,500万円を超える部分については一律20%で課税されます。複数の特定贈与者から贈与を受けることは可能です。

4. 不適切

相続時精算課税制度は、超過累進課税ではありません。
通算で2,500万円まで控除でき、2,500万円を超える部分については一律20%で課税されます。

従って、答えは『3』です。

問題 55

民法上の遺言および遺留分に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.遺言は、満15歳以上で、かつ、遺言をする能力があれば、誰でもすることができる。
- 2.遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って、遺言の全部または一部を撤回することができる。
- 3.被相続人の兄弟姉妹に遺留分は認められない。
- 4.遺留分権利者は、相続の開始があったことを知った時から3ヵ月以内に限り、家庭裁判所の許可を受けて遺留分の放棄をすることができる。

【答え】

1. 適切

民法上、「15歳に達した者は、遺言をすることができる。」と定めています。

2. 適切

遺言の撤回は、その方式にかかわらずいつでも可能です。新しい遺言書が有効となります。新しい遺言書に以前の遺言を撤回する旨を記述することで行われます。

3. 適切

遺留分とは、一定の相続人が遺留分割合に基づき取得することを保証する制度です。

- ・直系尊属が相続人：各自の法定相続分×財産の1/3
- ・配偶者のみ・子のみ・配偶者と子：各自の法定相続分財産の1/2
- ・兄弟姉妹には遺留分はありません。

4. 不適切

遺留分の放棄は、遺留分権利者が被相続人の生前に、家庭裁判所の許可を得て、遺留分を放棄することができます。「相続の開始があったことを知った時から3ヵ月以内に限り」は間違いです。また、相続開始後の放棄は、特段の手続きは不要です。なお、相続放棄は被相続人の生前には行なえません。

従って、答えは『4』です。

問題 56

相続税の非課税財産に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.被相続人の死亡によって被相続人に支給されるべきであった死亡退職金で、被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したものを相続人が取得した場合は、死亡退職金の非課税金額の規定の適用を受けることができる。
- 2.被相続人の死亡によって相続人に支給される弔慰金は、被相続人の死亡が業務上の死亡である場合、被相続人の死亡当時における普通給与の5年分に相当する金額まで相続税の課税対象とならない。
- 3.相続の放棄をした者が受け取った死亡保険金については、死亡保険金の非課税金額の規定の適用を受けることができない。
- 4.死亡保険金の非課税金額の規定による非課税限度額は、「500万円×法定相続人の数」の算式により計算した金額である。

【答え】

1. 適切

被相続人に支給される死亡退職金は被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したものは相続税の課税対象となり、死亡退職金の非課税の規定が適用されます(「500万円×法定相続人の数」まで非課税)死亡から3年を超えてから支給が確定したものは相続人の一時所得となり所得税の課税対象となります。

2. 不適切

勤務先から弔慰金(非課税)は

業務上による死亡:被相続人の死亡時の普通給与の3年分まで

業務上以外による死亡:被相続人の死亡時の普通給与の6ヶ月分まで

3. 適切

相続放棄した者が受け取った死亡保険金は、税制上は「みなし相続財産」として、非課税制度の規定の適用を受けられません。全額が相続税の課税対象です。

4. 適切

相続人の死亡により支給される死亡保険金の相続非課税限度額は、「500万円×法定相続人の数」の金額になります。

従って、答えは『2』です。

問題 57

Aさんの相続が開始した場合の相続税額の計算における土地の評価に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.Aさんが、自己が所有する土地の上に自宅を建築して居住していた場合、この土地は自用地として評価する。
- 2.Aさんが、自己が所有する土地に建物の所有を目的とする賃借権を設定し、Bさんがこの借地の上にアパートを建築して第三者に賃貸していた場合、この賃借権を借地権といい、その借地権の目的 となっている土地は貸宅地として評価する。
- 3.Aさんの子が、Aさんが所有している土地を使用貸借により借り受けて、その土地の上にアパートを建築して第三者に賃貸していた場合、このアパートの敷地の用に供されている土地は貸宅地として評価する。
- 4.Aさんが、自己が所有する土地の上にアパートを建築し、第三者に賃貸していた場合、この土地は貸家建付地として評価する。

【答え】

1. 適切

所有する宅地を自ら使用している場合には**自用地**として評価します。

2. 適切

貸宅地とは、**第三者に貸し付けている宅地**のことで、Aさん自己所有の宅地をBさんに貸して、Bさんが家屋を建て第三者に貸し付けていれば**借地権**として評価され、「**貸宅地**」として評価します。

3. 不適切

使用貸借とは無償で土地を貸す契約のことで、地代を取らない**使用貸借で借り受けた土地**に賃貸アパートを建築して賃貸の用に供している場合、その宅地は**自用地**として評価されます。

4. 適切

貸家建付地とは、自分が所有する土地に建築した家屋を、他に貸し付けている場合の土地のことです。

従って、答えは『3』です。

問題 58

相続税における家屋等の評価に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.借家権は、この権利が権利金等の名称をもって取引される慣行のない地域においては、評価しない。
- 2.貸家の価額は、「自用家屋としての評価額×借家権割合×借地権割合×賃貸割合」の算式により計算した金額により評価する。
- 3.自用家屋の価額は、「その家屋の固定資産税評価額×1.0」の算式により計算した金額により評価 する。
- 4.構築物の価額は、原則として、「(再建築価額-建築の時から課税時期までの期間に応ずる償却費の額の合計額または減価額)×70%」の算式により計算した金額により評価する。

【答え】

1. 適切

借家権が相続税や贈与税の課税対象として評価されるのは、慣行として、借家権が権利金等の名称で取引されている地域のみです。

2. 不適切

貸家の価額＝自用家屋評価額×(1－借家権割合×賃貸割合)

3. 適切

自用家屋＝固定資産税評価額×1.0

4. 適切

構築物の価額＝(再建築価額－償却費の合計・減価額)×70%

従って、答えは『2』です。

問題 59

相続税の納税資金対策に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.相続により土地を取得した者がその相続に係る相続税を延納する場合、担保として不適格なものでなければ、取得した土地を延納の担保として提供することができる。
- 2.相続税は金銭による一括納付が原則であるが、一括納付が困難な場合には、納税義務者は、任意に延納または物納を選択することができる。
- 3.相続税を金銭で納付するために相続により取得した土地を譲渡した場合、その譲渡に係る所得は、所得税の課税対象とならない。
- 4.「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けた宅地等を物納する場合の収納価額は、特例適用前の価額である。

【答え】

1.適切

相続税を延納する場合の担保は、適格なものであれば、相続・遺贈により取得した財産、相続人固有の財産、第三者が所有する財産、でも担保として提供できます。自身の財産以外の場合は所有者の同意が必要です。

2.不適切

相続税の納付は原則として金銭による一括納付ですが、相続税額が10万円を超え、金銭納付が困難な場合、申告期限までに申請書を提出し認められれば延納でき、延納が困難な場合は物納が認められています。

3. 不適切

相続により取得した土地を譲渡して得た利益は、譲渡所得として相続人の所得税の課税対象となります。

4. 不適切

物納財産の収納価額は相続税評価額となります。小規模宅地等の特例を受けた場合は、原則として特例適用後の価額となります。

従って、答えは『1』です。

問題 60

非上場企業の事業承継対策に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.オーナー経営者が保有している自社株式を役員である後継者に取得させる場合、後継者にとってその取得資金の負担が大きいときには、あらかじめ後継者の役員報酬を増加させるなどの対策を講じる ことが考えられる。
- 2.自社株式の評価額を引き下げるためには、積極的な費用計上を行って利益を圧縮することや、新規取引先に対する金銭債権のうち回収可能性があるものについても債権放棄により貸倒損失を計上す ることなどが望ましい。
- 3.オーナー経営者が死亡したときの相続税額の負担を軽減するため、その経営者が保有する自社株式の大半を経営に関与しない第三者に生前に移転しておくことが望ましい。
- 4.「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の対象となる非上場株式は、後継者が受贈前にすでに有していた非上場株式を含めて、発行済議決権株式総数の2分の1に達するまで の部分に限られる。

【答え】

1.適切

オーナー経営者が保有している自社株式を役員である**後継者に取得させる場合**、後継者がその株式の購入費用及び取得に係る贈与税額の負担が大きい場合は**資金負担を軽減させるために**、後継者の**役員報酬を増加させておく**ことは有効な対策です。

2.不適切

自社株式の評価額を引き下げるためには、積極的な費用計上を行って利益を圧縮することや、債権放棄が有効な策となるのは**回収可能性がないものについて**貸倒損失を計上することです。**回収見込みのない金銭債権を損金処理**することで、**資産と利益がともに減少**するため**株式評価額を低くする効果**を望めます。

3. 不適切

オーナー経営者が死亡したときの**相続税額の負担を軽減**するために、自社株式のある程度を**生前に後継者に移転**しておくことが望ましい。自社株式の大半を経営に関与しない**第三者に生前に移転**させると、**会社の経営権を奪われる恐れ**があります。

4. 不適切

「**非上場株式等**についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」は、会社の後継者が贈与を受けた非上場株式等に対応する贈与税額を、贈与者が**死亡する日等まで納税を猶予する制度**です、後継者が非上場株式を取得した場合、発行済議決権株式の**100%について贈与税の全額が納付猶予**されます。**贈与者の死亡、会社の倒産**には猶予された税額は**免除**されます。

従って、答えは『1』です。